

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（金融庁）

制 度 名	信託受益権の質的分割（複層化）に係る税制上の所要の措置		
税 目	所得税、法人税、相続税、贈与税、消費税		
要 望 の 内 容	<p>金銭債権の流動化などにおいて、信託受益権が質的に分割されている場合（優先劣後構造、元本収益構造）の課税関係については、税制上、明確となっていないことから、明確化すること。 なお、税制上の措置の内容については、信託の利用促進が図られ、受益者等の関係者が対応可能な実効性の高いものとする。</p>		
	減収見込額 （平年度）	一百万円 （一百万円）	
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 平成 19 年度税制改正において、信託受益権が質的に分割されている場合（優先劣後構造、元本収益構造）の課税関係については、それぞれの受益者にその有する権利の内容に応じて課される（所得税法施行令第 52 条第 4 項、法人税法施行令第 15 条第 4 項）旨規定されるにとどまり、課税関係が明確になっていないことから、質的に分割された場合の信託受益権の課税関係を明確化することにより、信託の利用促進を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 優先劣後構造等の質的に分割されている信託受益権の課税関係については、明確となっておらず、信託利用者が課税額を予め算出できない状態となっていないことから、緊急に明確化する必要がある。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性 信託における受益者等課税の原則（信託財産に係る収入及び支出については、受益者が特定している場合は、その受益者が信託財産を有しているものとみなして課税）に基づき、課税関係を明確化するものであり、適正であると認められる。</p>		

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	政策評価体系における位置付け	施策Ⅲ—1—(1) 多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度設計
	政策の達成目標	課税関係が明確化されることにより、信託利用者に安心感を与えるとともに、信託受益権の質的分割（複層化）を伴う信託の利用の増大・発展に寄与する。
	租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置とする
	同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ)
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	新設要望のため、該当せず
	租税特別措置の適用実績	新設要望のため、該当せず
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	新設要望のため、該当せず
	前回要望時の達成目標	新設要望のため、該当せず
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	新設要望のため、該当せず

これまでの
要望経緯

なし